

鳥取県告示第 60 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町堀字滝坂20から24まで、25の1、25の2、26から28まで、字小谷38、39、42の1、42の2、43から46まで、字大捨48の1、48の6から48の18まで、48の20から48の29まで、48の34から48の38まで、48の50、字小捨60の3から60の9まで、60の18、60の19、字足谷61、62の1から62の7まで、63、64、66の1、67の1から67の4まで、字中谷94の1から94の8まで、95、132から134まで、字小桜138の1から138の28まで、138の41、138の43、138の48、字東中峯140の1、字西中峯141の1、字塔ウ谷144の2、144の3、144の8、144の9、144の11から144の13まで、146の18、146の20、146の28、字ヒナ林192、193の1から193の14まで、194から199まで、200の1、201から207まで、208の1、209の1、210の1、211、212の1、212の2、213、214の1、215の1、216、217の1、218の1、219、220、字小山道1258の1から1258の29まで、字中山道峯1259の1、1259の7から1259の64まで、1259の66、1259の67、字大山道峯1292の1から1292の4まで、字奥和谷ノ上1325から1328まで、1333の1、1333の2、1334の1、1334の2、字東矢谷2413の1から2413の11まで、字堤原谷2414の1から2414の20まで、字東小ヒイガ谷2446の1から2446の19まで、字西小ヒイガ谷2447の1から2447の6まで、字西矢谷2448の1から2448の7まで、字桃栗谷2449の1から2449の4まで、字下り渡り2451の1、2451の24、2451の25、字木地屋敷2454、字上畑2455、字瀬波戸2456の1、字西奥鷺谷2462の1から2462の14まで、字東奥鷺谷2463の1から2463の13まで、字奥鷺谷尻2464の1から2464の6まで、字ヒイガ谷2474の1から2474の11まで、関金町今西字七曲り1220の1から1220の8まで、1220の11、字小黑見谷1222の1から1222の6まで、字大谷1223の1から1223の23まで、字朴ノ木谷1224の1から1224の6まで、字楮鉢谷1225から1229まで、1229の1、字烏帽子岩1284から1287まで、字長尾1288から1295まで、字湯谷1296から1309まで、字大平ラ1326の1、1326の2、1327、1328、1329の1、字鷹巣谷1331の1、1332の1、1332の2、1332の6、1332の7、1332の9、1332の12、1332の15、字足谷1333の1から1333の18まで、字平イ畑1334の1、1334の4から1334の8まで、1335の1、字大河ドチ1336の1、1336の3、1336の4、1336の6、1337の1から1337の3まで、字沢ノ谷1338の1、1338の3、1338の4、1339の1、1339の3、1340、字広戸1341、1342の1から1342の4まで、1342の7、字桃栗谷1344の1から1344の7まで、字平ラ谷1346の1から1346の4まで、字雲河原1349の1から1349の8まで、字小スイ谷1351の1から1351の3まで、字大スイ谷1354の1から1354の13まで、1354の15、字上鍋土1358の1から1358の4まで、字下鍋土1360の1、1360の2、1362の1から1362の4まで、字横路1363の4から1363の8まで、字下間隅1373の3から1373の9まで、1373の12、字奥間隅1374の1から1374の11まで、字三ノ渡1375の1から1375の19まで、字狸岩1376の1から1376の10まで、1376の11(次の図に示す部分に限る。)、字二ノ渡1377の1から1377の6まで、1378、字原ハタ1379の3、1379の5

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉

市役所に備え置いて縦覧に供する。)